

県西構想区域における過剰な病床機能への転換について

1 医療法及び国通知（H30.2.7 地域医療構想の進め方について）における考え方

- 都道府県は、公的医療機関等 2025 プラン、病床機能報告の結果等から、過剰な病床機能に転換しようとする医療機関の計画を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議への出席と、病床機能を転換する理由についての説明を求めること。
- 病床機能報告において、6年後の病床機能を、構想区域で過剰な病床機能に転換する旨の報告をした医療機関に対して、速やかに、
 - ① 都道府県への理由書提出を求める。
 - ② 理由書の理由等が十分でない場合は、地域医療構想調整会議での協議への参加を求める
 - ③ 調整会議での協議が整わない場合は、都道府県医療審議会での理由等の説明を求める

2 県西構想区域の病床の状況（平成 29 年度病床機能報告結果）

構想区域	病床機能区分	2017(H29) 病床機能報告結果 (A)	2025年の 必要病床数 (B)	必要病床数との比較 (過剰・不足) (A-B)	過剰な 病床機能
県西	高度急性期	466	269	197	→ 過剰
	急性期	1,138	777	361	→ 過剰
	回復期	226	863	△ 637	
	慢性期	1,288	772	516	→ 過剰
	休棟中等	117	-		
	合計	3,235	2,681		

3 過剰な病床機能への転換を検討している医療機関（2025 年に向けた対応方針より）

県西構想区域なし

4 今後の進め方について

平成30年10～11月	第2回地域医療構想調整会議 ・該当医療機関について報告、意見聴取
平成30年10月～ 平成31年1月	各地域で医療機関等が参加する意見交換の場(県設置のワーキンググループ、病院協会主催の意見交換会等)において、意見交換
平成31年1～2月	第3回地域医療構想調整会議 ・(必要に応じて)当該医療機関の出席、説明 ・調整会議としての意見聴取